

次世代法に基づく株式会社サービスクリエイトの行動計画

育児休業等を取得し、又は子育てを行う女性労働者が就業を継続し、活躍できるようにするために、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2023年8月1日 ～ 2028年7月31日

2. 内容

目標 : 育児休業等を取得しても中長期的に処遇上の差を取り戻すことが可能となるような昇進基準及び人事評価制度の見直しに取り組む。

取組内容
＜対策＞

- 2023年8月～ 社員への周知開始
- 2023年8月～ 育児休業等を取得しても中長期的に処遇上の差を取り戻すことが可能となるような昇進基準及び人事評価制度の見直しを実施する